

## ○第五建設事務所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

## 1) 円滑かつ迅速な避難のための取組

## 情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	葛飾区	江戸川区	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関		
①洪水・高潮時における河川・海岸管理者からの情報提供等	A 洪水予報河川と水位周知河川において、避難指示に直結する氾濫危険情報等を直接区市長へ伝達する取組を促進する。(ホットメールの構築)	現状と課題	・区内に洪水予報河川又は水位周知河川は流れていないが、洪水予報河川のうち芝川・新芝川の浸水予想区域に含まれている。 ・東京都から防災情報を防災担当部署でFAX及びメールを受信している。 ・受信した情報については、直ちに区長及び関係部署に伝達する体制を構築しているが、伝達作業に一定の時間を要する。	・区内に都管理の洪水予報河川又は水位周知河川は流れていない。			・首長による避難指示等の確実・迅速な発令を支援するため、首長に対し直接防災情報を提供する仕組み(ホットメール)を構築している。一部の自治体で未提供となっている。(建設局)	【区市町村】 洪水予報又は水位周知情報の伝達系統図に属する区市のみ対象 【東京都】 建設局	
		今後の具体的な取組	・東京都と調整し、避難勧告等の発令判断を支援するための防災情報を区長等に直接伝達する仕組み(ホットメール)を構築していく。				・ホットメールの利用を促進していく。(建設局)		
		R4年度	・東京都から防災情報を区長に直接伝達される仕組みについて、代替手段を用いている。(危機管理課で防災情報を分析の上、区長に報告をしている)					・引き続き、対象の全自治体の参加を求めていく。(建設局)	
		R5年度	・東京都から防災情報を区長に直接伝達される仕組みについて、代替手段を用いている。(危機管理課で防災情報を分析の上、区長に報告をしている)					・引き続き、対象の全自治体の参加を求めていく。(建設局)	
	B 洪水予報河川、水位周知河川、その他河川及び水位周知海岸において、避難指示等の発令判断の支援のための情報を区市町村避難指示部署等へ伝達できる仕組みを促進する。(避難指示等の発令判断の支援)	現状と課題	・区内の都管理河川において、洪水が想定されている河川はない。 ・東京都から防災情報を防災担当部署でFAX及びメールを受信している。	・区内の都管理河川において、洪水が想定されている河川はない。 ・東京都が発信する防災情報は防災担当部署がFAX及びメールで受信している。				・防災情報を区防災担当部署へFAX又はメールで伝達している。(総務局・建設局) ・水防災総合情報システムにより、水位計や雨量計の情報を区に提供している。また、河川の状況をわかりやすく提供するため、河川監視カメラの映像をYouTubeを活用した動画を配信している(建設局)。	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 総務局、建設局、港湾局
		今後の具体的な取組	・東京都と調整し、避難勧告等の発令判断を支援するための防災情報を区防災担当部署等で受信できる仕組みを検討していく。	・東京都と調整し、避難指示等の発令の判断ができる防災情報を防災担当部署等で受信できる仕組みを検討していく。				・引き続き、現状の取組を進めていく。(建設局)	
		R4年度	・東京都から避難指示等の発令判断を支援するための防災情報を区市町村防災担当部署等で受信できる仕組みを構築した。	・洪水予報、水位周知河川以外の河川における今後の水位変化などの河川情報の提供について、今後都が実施する取組に応じて対応を検討していく。				・洪水予報河川、水位周知河川について、防災情報を区市町村防災担当部署等に直接伝達する仕組みを構築し、運用している。(建設局) ・防災情報を区市町村防災担当部署へFAX又はメールで伝達している。(総務局・建設局) ・水位周知海岸について、防災情報を区防災担当部署等に直接伝達する仕組みを構築済である。(港湾局、建設局)	
		R5年度	・東京都から避難指示等の発令判断を支援するための防災情報を区市町村防災担当部署等で受信できる仕組みを構築した。	・洪水予報、水位周知河川以外の河川における今後の水位変化などの河川情報の提供について、今後都が実施する取組に応じて対応を検討していく。				・洪水予報河川、水位周知河川について、防災情報を区市町村防災担当部署等に直接伝達する仕組みを構築し、運用している。(建設局) ・防災情報を区市町村防災担当部署へFAX又はメールで伝達している。(総務局・建設局) ・水位周知海岸について、防災情報を区防災担当部署等に直接伝達する仕組みを構築済である。(港湾局、建設局)	
②避難指示等発令の対象区域、判断基準等の確認(水害対応タイムライン)	・洪水予報河川と水位周知河川を中心とした、タイムラインの作成状況を確認する。 ・区市町村が定めた洪水・高潮時における避難指示などの発令対象区域、発令判断基準を確認する。	現状と課題	・中川のタイムライン作成を検討している。 ・多機関連携型、避難勧告着目型どちらを作成していくか検討する必要がある。 ・想定浸水が浅いため避難勧告等の必要性を検討する必要がある。 ・洪水に関する避難勧告等の発令基準を地域防災計画に定めているが、より詳細な発令基準や対象区域を定める必要がある。	・東京都から防災情報を防災担当部署でFAX及びメールを受信している。 ・江戸川区では洪水予報河川及び水位周知河川は流れていないが、タイムライン作成の必要性について検討する。	・東京都管理河川におけるタイムライン作成に関する支援実績はない。 ・国直轄河川の荒川について、荒川下流タイムライン(拡大試行版)の運用に際し、気象情報の提供等を行っている。		・水位上昇が極めて速い中小河川においては、リードタイムを確保できないため、多機関連携型タイムラインを作成することは困難である。(総務局、建設局) ・災害により区市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難指示及び緊急安全確保措置の全部又は一部を当該区市町村長に代わって実施する。(総務局) ・区のタイムライン策定支援のために、高潮氾濫発生情報の提供を行う必要がある。(港湾局、建設局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【気象台】 【東京都】 総務局、建設局、港湾局	
		今後の具体的な取組	・多機関連携型、避難勧告着目型どちらを作成していくか検討し必要に応じて作成していく。 ・地域防災計画に定めている発令基準等について見直し検討していく。	・「荒川下流タイムライン(拡大試行版)」のふり返しを行い、外水氾濫を対象としたタイムラインの実効性を高めることから取組んでいく。	・タイムライン作成を検討している区市町村に対し、気象情報の利用方法の解説等を行うと共に、洪水警報の危険度分布等の利活用促進を図る。		・水害時のタイムラインの作成について、既に運用されているタイムラインの情報を共有するなど、区市町村の取組を支援していく。(総務局、建設局、港湾局)		
		R4年度	・関係部署と連携し、避難指示などの発令基準を検討している。	・「荒川下流タイムライン(拡大試行版)」について検証し、課題の抽出とこれに対する改善策を反映させ、タイムラインの充実を図っている。	・東京都管理河川におけるタイムライン作成について、今年度の支援実績はなかった。 ・国直轄河川の荒川について荒川下流タイムライン(拡大施行版)の運用に際し、気象情報の提供等を行っている。多摩川タイムラインについても気象情報の提供等を行っている。 ・区市町村防災担当者との打合せ等連携を強化し、避難指示等の発令基準の見直し等について適宜助言を行っている。		・今年度、危険度分布「キキクル」の色が変更になったことを受け、「区市町村タイムライン作成手順書」及び「区市町村タイムラインひな形」を更新し、区市町村へ展開した。引き続き、区市町村のタイムライン作成を支援していく。(総務局) ・減災協議会幹事会や区市町村地域防災計画の意見照会等の際に、水害対応タイムラインの作成の有無を確認するとともに、区市町村が避難指示を発令する際の判断基準を確認している。(建設局、総務局、港湾局)		
		R5年度	・関係部署と連携し、避難指示などの発令基準を検討している。	・「荒川下流タイムライン(拡大試行版)」について検証し、課題の抽出とこれに対する改善策を反映させ、タイムラインの充実を図っている。	・国直轄河川の荒川において、荒川下流タイムラインの運用に際し、気象情報の提供を行っている。 ・区市町村防災担当者との打合せ等連携を強化し、避難指示等の発令基準の見直し等について適宜助言を行っている。		・減災協議会幹事会や区市町村地域防災計画の意見照会等の際に、水害対応タイムラインの作成の有無を確認するとともに、区市町村が避難指示を発令する際の判断基準を確認している。(建設局、総務局、港湾局) ・引き続き区市町村タイムラインの作成を支援していく。(総務局) ・高潮特別警戒水位の改定に伴い、従前どおりに各区へ情報伝達が可能となるよう高潮防災総合情報システムの改修を行った。(港湾局) ・高潮浸水想定区域図及び高潮特別警戒水位の設定に際し、関係区への運用前事前説明を行った(港湾局、建設局)。		

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	葛飾区	江戸川区	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関
③水害危険性の周知、IGTを活用した洪水・高潮情報の提供	<p>・河川水位や河川監視用カメラ等のリアルタイム情報について住民等への周知方法を確認し、洪水情報や避難情報等が住民へ確実に伝達される取組を促進する。</p> <p>・洪水予報河川、水位周知河川、簡易な方法により水害危険性を周知する河川及び水位周知海岸について情報共有する。</p> <p>※水害危険性の周知平常時における浸水予想の河川水位等の情報をあわせて「水害危険性」と称し、またこれらの情報を区市町村に提供するとともに、できる限り住民等へも提供することを「水害危険性の周知」と称することとされている。</p>	<p>・ホームページで河川水位や河川監視用カメラ等のリアルタイム情報を公開している。</p> <p>・情報が住民に確実に伝わっていない。</p> <p>・防災行政無線、広報車、エリアメール(docomo)・緊急速報メール(softbank、KDDI)、安全・安心情報メール、区ホームページ、区公式フェイスブック、区公式ツイッター、かつしかFM、J・COM東葛葛飾、NHK総合テレビのデータ放送で行っている。</p>	<p>・防災行政無線、エリアメール、緊急速報メール、FMなどがわ、えどがわメールニュース、江戸川区公式ツイッター、ケーブルテレビ、区公式HP、区LINE、防災アプリ等、伝達手段の多重化を図っている。</p> <p>・河川水位や河川状況のリアルタイムな情報収集方法の検討をしている。</p>	<p>・洪水予報河川を除く中小河川について、洪水警報の危険度分布を気象庁ホームページで提供している。また、6時間先までの流域雨量指数の予測値を気象庁ホームページで提供している。</p>		<p>・河川の状態をリアルタイムで分かりやすく伝えるため、監視カメラを増設している。水位やカメラ映像等のリアルタイム情報を「東京都水防災総合情報システム」や「Youtube」で公開し、情報発信を強化している。(建設局)</p> <p>・発信情報の集約化や有効活用策の検討が必要である。(建設局)</p> <p>・平常時から潮位データ、海面のライブ映像、気象情報等をウェブ上にリアルタイムで公開する高潮防災総合情報システムを運用している。(港湾局)</p>	<p>【区市町村】 全区市町村が対象 【気象台】 【東京都】 建設局、港湾局</p>
		<p>・情報収集方法について、出前講座や広報誌等で周知を図っていく。</p> <p>・より多くの聴覚・視覚障害者や要配慮者利用施設等に、電話・FAXで直接避難情報を伝達できるように、登録件数を増やせるように取り組む。</p>	<p>・河川情報の確認方法や提供元についてはハザードマップや「くらしの便利帳」に掲載しているため、水害時に活用してもらえるよう区民に周知していく。</p> <p>・AIなどを活用して河川監視カメラの機能拡大を進めていく。</p>	<p>・気象庁ホームページ等で提供している洪水警報の危険度分布や流域雨量指数の予測値を活用し、水害の危険性を事前に確認し、防災関係機関や住民が適時適切な防災対応をとるよう、周知広報を行う。</p>		<p>・引き続き、監視カメラや水位計を増設し、リアルタイム情報の公開数を増やしていく。閲覧件数やアクセス数等から、活用状況を把握する。(建設局)</p> <p>・高潮浸水想定区域図の改定に伴い、高潮防災総合情報システムの改修を行う。(港湾局)</p>	
		<p>・聴覚・視覚障害者や要配慮者利用施設等に、電話・FAXで直接非難情報を伝達できるように、登録件数増に取り組んだ。</p>	<p>・河川情報の確認方法や提供元について江戸川区ホームページや江戸川区水害ハザードマップに掲載し、水害時に活用してもらえるよう区民に周知している。</p>	<p>都内の各区市町村長、防災担当者との打合せの際、キキクル(危険度分布)や流域雨量指数の予測値の活用について周知を実施した。</p>		<p>・監視カメラの公開を拡大していく。「東京都水防災総合情報システム」をより使いやすいデザインに変更予定。(建設局)</p> <p>・高潮防災総合情報システムの改修の検討を行っている。(港湾局)</p>	
④危険レベルの統一化による防災情報の整理	<p>・中央防災会議で定められた警戒レベルの表記による避難情報や防災気象情報を整理し運用していく。</p>	<p>・災害種別ごとに様々な情報が発出され、住民がそれぞれの情報の危険度を理解することが難しく、避難行動に繋がっていない一因となっている。</p> <p>・気象庁や東京都が発表する情報を元に、警戒レベルが分かる形式で、避難指示等の防災情報を発表する仕組みを検討していく。</p>	<p>・災害種別ごとに様々な情報が発出され、住民がそれぞれの情報の危険度を理解することが難しく、避難行動に繋がっていない一因となっている。</p> <p>・気象庁や東京都が発表する情報を元に、避難指示等の防災情報を発表する仕組みを検討していく。</p>	<p>・防災気象情報について、各警戒レベルとの位置づけを明確化し提供する必要がある。</p> <p>・警戒レベルについての周知啓発を進める必要がある。</p> <p>・防災気象情報に、対応または相当する警戒レベルを記載して発表する。</p> <p>・警戒レベルについての周知啓発活動を、関係機関と連携して実施する。</p>		<p>・洪水予報及び水位周知情報について、警戒レベルを明示した発表文を用いて運用している。(建設局)</p> <p>・高潮氾濫発生情報を運用をしている。(港湾局、建設局)</p>	<p>【区市町村】 ・全区市町村が対象 【気象台】 【東京都】 水道局、港湾局</p>
		<p>・気象庁や東京都が発表する情報を元に、警戒レベルが分かる形式で、避難指示等の防災情報を発表する仕組みを検討していく。</p>	<p>・気象庁や東京都が発表する情報を元に、避難指示等の防災情報を発表する仕組みを検討していく。</p>	<p>・気象庁ホームページのキキクル(危険度分布)について、警戒レベル5相当の「災害切迫」(黒)を新設するとともに、警戒レベル4相当を「危険」(紫)に統合することで、より分かりやすく危険度を伝えることができるようにする改善を実施。</p> <p>・自治体向け講習会や担当者打合せの機会に警戒レベルの説明を行った。</p>		<p>・引き続き、現状の取組を進めていく。(建設局)</p> <p>・高潮氾濫発生情報を運用していく。(港湾局、建設局)</p>	
		<p>・避難情報を発令する際に、警戒レベルも併せて伝達する。</p>	<p>・引き続き、中央防災会議で定められた警戒レベルの表記等の変更があれば、それに合わせた見直しを検討する。</p>	<p>・気象庁ホームページのキキクル(危険度分布)について、警戒レベル5相当の「災害切迫」(黒)を新設するとともに、警戒レベル4相当を「危険」(紫)に統合することで、より分かりやすく危険度を伝えることができるようにする改善を実施。</p> <p>・自治体向け講習会や担当者打合せの機会に警戒レベルの説明を行った。</p>		<p>・洪水予報及び水位周知情報について、警戒レベルが分かる発表文により運用している。(建設局)</p> <p>・高潮氾濫発生情報を運用をしている。(港湾局、建設局)</p>	
⑤防災施設の機能に関する情報共有及びダム放流情報の活用	<p>・ダムや堤防等の施設に係る機能等に関する情報共有を行う。</p> <p>・避難行動に繋がるダムの放流情報の内容や通知のタイミングについて、必要に応じて改善の検討を行う。</p>					<p>・ダムや堤防等の施設に係る機能や避難の必要性等に関する情報提供を行っている。(水道局、建設局)</p> <p>・関係機関にダム放流に関する情報を伝達している。(水道局、交通局)</p>	<p>【区市町村】 小河内ダム、白丸ダムからの放流通知を受ける自治体のみ対象(都水防計画)に基づく関係機関 【東京都】 水道局、交通局、建設局</p>
		<p>・引き続き、ダムや堤防等の施設に係る機能や避難の必要性等に関する情報提供を行う。(水道局、建設局)</p> <p>・避難行動に繋がるダムの放流情報の内容や通知のタイミングについて、必要に応じて改善の検討を行う。(水道局、交通局)</p>				<p>・引き続き、水防計画に基づき、関係機関にダム放流に関する情報を確実に伝達する。(水道局、交通局、建設局)</p> <p>・引き続き、ダムや堤防等の施設に係る機能や避難の必要性等に関する情報提供を行う。(水道局、建設局)</p>	
		<p>・引き続き、水防計画に基づき、関係機関にダム放流に関する情報を確実に伝達する。(水道局、交通局、建設局)</p> <p>・引き続き、ダムや堤防等の施設に係る機能や避難の必要性等に関する情報提供を行う。(水道局、建設局)</p>				<p>・引き続き、水防計画に基づき、関係機関にダム放流に関する情報を確実に伝達する。(水道局、交通局、建設局)</p> <p>・引き続き、ダムや堤防等の施設に係る機能や避難の必要性等に関する情報提供を行う。(水道局、建設局)</p>	
⑥隣接区市町村等への避難体制の共有	<p>・浸水予想区域図、高潮浸水想定区域図等を基に避難場所、経路を検討する。</p> <p>・隣接区市町村の避難場所を共有し連絡体制を構築していく。</p>	<p>・ハザードマップで避難場所を公表している。</p> <p>・住民が確実に避難できる具体的な避難経路を定めることが必要である。</p>	<p>・特別区においては「特別区災害時相互協定及び相互支援に関する協定」を交わしている。</p> <p>・浸水域外への広域避難を原則とする。</p> <p>・危険が逼迫し広域避難が困難となった場合は待避施設、地域防災拠点へ避難する。(区内:大島小松川公園、葛西南部地区、区外:国府台)</p> <p>・自区内の屋内施設に収容しきれない。</p> <p>・広域避難の際に具体的な収容施設が指定できていない。</p> <p>・避難経路、避難方法が定まっていない。</p>			<p>・想定最大規模降雨とした浸水予想区域図を作成、公表し、都の管理河川や流域下水道幹線の区域において改訂を完了した。(建設局、下水道局)</p> <p>・想定最大規模の高潮浸水想定区域図を作成し、公表している。(港湾局、建設局)</p> <p>・区市町村が作成している水害ハザードマップ掲載ページへのリンクを掲載している。(建設局)</p> <p>・区市町村間の避難にかかる調整を支援している。(総務局)</p>	<p>【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 建設局、下水道局、港湾局、総務局</p>
		<p>・住民が確実に避難できる経路を検討していく。</p>	<p>・避難場所等の情報共有など隣接区、隣接県等と連携を図っていく。</p>			<p>・都が公表した高潮浸水想定区域図を基に、区が作成する高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局)</p> <p>・引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を基に区が行う洪水ハザードマップ等の作成を支援していく。(建設局、下水道局)</p> <p>・引き続き、市町村の内水ハザードマップの基となる、市町村の雨水出水浸水想定区域図の作成を技術支援していく。(下水道局)</p> <p>・引き続き、区市町村間の避難にかかる調整を支援する。(総務局)</p>	
		<p>・避難場所等の情報を隣接区市町村と共有し、連絡体制の構築を図った。</p>	<p>・避難場所等の情報共有など隣接区、隣接県等と連携を図っている。</p>			<p>・引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を基に区市町村が行う洪水ハザードマップ等の作成を支援していく。(建設局、下水道局)</p> <p>・引き続き、高潮浸水想定区域図を基に区が作成する高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局)</p> <p>・市町村の内水ハザードマップの基となる、市町村の雨水出水浸水想定区域図の作成を技術支援。(下水道局)</p> <p>・内閣府と共同で設置している「首都圏における広域的な避難対策の具体化に向けた検討会」において、首都圏における大規模風水害時の広域避難等を円滑に実施するために、平時から各機関の関係を深めた上で、必要な取組事項等について検討を進めている。(総務局)</p>	
	<p>・避難場所等の情報を隣接区市町村と共有し、連絡体制の構築を図った。</p> <p>・江東5区広域避難推進協議会及び首都圏における大規模水害広域避難検討会において、国や都、近隣自治体と連携して広域避難における必要性の周知や広域避難先の確保並びに整備を引き続き進めていく。</p>	<p>・避難場所等の情報共有など隣接区、隣接県等と連携を図っている。</p>			<p>・引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を基に区市町村が行う洪水ハザードマップ等の作成を支援していく。(建設局、下水道局)</p> <p>・高潮浸水想定区域図を基に区が作成する高潮ハザードマップの作成の支援を継続的に進めている。(港湾局、建設局)</p> <p>・市町村の内水ハザードマップの基となる、市町村の雨水出水浸水想定区域図の作成を技術支援。(下水道局)</p> <p>・内閣府と共同で設置している「首都圏における広域的な避難対策の具体化に向けた検討会」において、首都圏における大規模風水害時の広域避難等を円滑に実施するために、各機関が連携して必要な取組事項等について検討を進めている。(総務局)</p>		

項目	東京都管理河川を河原とした取組内容	葛飾区	江戸川区	気象庁東京管区气象台	関東地方整備局	東京都	取組機関
⑦要配慮者利用施設等における避難計画等の作成状況・訓練の実施状況の確認		現状と課題	・浸水が想定される区域内の要配慮者利用施設を把握することに時間を要する。	・避難確保計画を作成すべき要配慮者利用施設が整理されていない。 ・地域防災計画に定めた地下街等については避難確保、浸水防止計画が作成されている。			【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 建設局、下水道局、港湾局、福祉保健局、教育庁、生活文化スポーツ局
		今後の具体的な取組	・要配慮者利用施設の施設類型ごとに、留意すべきことを記載した避難確保計画の雛形を作成する。 ・避難確保計画の作成や避難訓練の実施に向けた説明会を実施する。	・要配慮者利用施設を整理して地域防災計画に定める。 ・避難確保計画の作成にあたり、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が参考にできるひな形を作成する。			・神田川流域以外の流域についても、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を作成し、公表していく。(建設局、下水道局) ・引き続き、区市町村に対して、情報提供を行い支援していく。 ・必要に応じ、所管する私立学校及び区市町村私立学校所管部局への更なる周知を行うとともに、私学部が行う実地指導等において訓練の実施状況等の確認を行う。(生活文化スポーツ局) ・各施設管理者の意見等を踏まえ、浸水対策計画の更なる充実を図る。(都市整備局)
		R4年度	・地域防災計画に定められた施設等に対して、避難確保・浸水防止計画の未作成や浸水防止のための訓練の未実施の把握に努め、作成・実施率100%に向け推進していく。 ・地域防災計画に定められた地下街等において浸水防止計画の作成状況、避難訓練の実施状況を確認する。 ・大規模地下街等の浸水対策における防災訓練を実施し、避難経路を精査する。	・令和3年度地域防災計画に定められた要配慮者利用施設(1119施設(事業廃止に伴い施設数減少))に対して、作成率100%に向け主管課とも連携し対応している。 ・要配慮者利用施設の避難確保計画に基づく避難訓練の実施状況の確認について主管課と連携して対応していく。			・引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を基に区市町村が行う洪水ハザードマップ・雨水出水浸水想定区域図等の作成を支援していく。(建設局、下水道局) ・引き続き、高潮浸水想定区域図を基に、区が作成する高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局) ・各区市町村の避難確保計画作成状況や避難訓練実施状況を確認し、必要に応じ、取組内容を共有するなどの支援を行った。また、要配慮者利用施設の避難確保計画作成率が低く、未作成の施設数が多い5区3市を対象に、現状の課題について個別のヒアリングを実施し、作成率が高い2区の独自の工夫事例について共有を図り、国交省水管理・国土保全局にも適宜情報共有し、必要な支援を求めた。(建設局) ・学校における避難確保計画作成の徹底及び避難の実効性確保について周知を行うなどの取組を実施(生活文化スポーツ局) ・東京都地下街等浸水対策協議会では、12地区部会を計24回、幹事会を1回開催した。(都市整備局) ・出水期前には、各地区では地元区とともに緊急連絡体制に基づく情報伝達訓練を実施した。また、7地区では避難誘導、浸水防止対策の実働形式による訓練を実施した。なお、渋谷地区の訓練では、状況を実際の有事に近づけ、実働訓練の実効性を高めるため、利用者としての役だけを与え、訓練シナリオを与えない参加者を用意して行った。(都市整備局) ・避難経路の精査については、池袋、新橋の2地区で、地元区と施設管理者とともに実施した。また、7月から10月に地下街等の浸水避難を支援する映像を各施設管理者のデジタルサイネージ等で上映した。(都市整備局) ・所管法令に基づく指導監査等の際に避難確保計画の確認を行った。(福祉保健局) ・要配慮者利用施設に位置付けられた都立学校に対して、避難確保の計画の作成及び区市町村への提出並びに避難訓練の実施について適切に対応するよう周知した。(教育庁)
		R5年度	・地域防災計画に定められた施設等に対して、避難確保・浸水防止計画の作成状況や更新と訓練の実施状況の把握に努め、作成・実施率100%に向け推進していく。 ・また、避難確保計画の作成後、長期間更新がない施設に対し、計画の変更や施設状況の変化等、計画の実効性の確認を進めていく。	・令和3年度地域防災計画に定められた要配慮者利用施設1075施設(事業廃止に伴い施設数減少))に対して、作成率100%に向け主管課とも連携し対応している。 ・要配慮者利用施設の避難確保計画に基づく避難訓練の実施状況の確認について主管課と連携して対応していく。	・一部自治体の地域防災計画に定められた施設等に対して、防災気象情報の活用方法について説明会を実施した。		

平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項								
項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	葛飾区	江戸川区	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関	
⑨想定最大規模降雨に係る洪水予想想定区域図や想定最大規模高潮による浸水想定区域図等の共有	・想定最大規模降雨に係る洪水予想想定区域図の共有 ・想定最大規模降雨に係る浸水想定区域図を指定(水防法第14条) ・想定最大規模の高潮による浸水想定区域図の共有と高潮浸水想定区域図作成の手引き改定に伴う見直し	現状と課題				<ul style="list-style-type: none"> <li>想定最大規模降雨とした浸水予想区域図を作成、公表し、都の管理河川や流域下水道幹線の区域において改訂を完了した。(建設局、下水道局)</li> <li>高潮浸水想定区域図を公表している。(港湾局、建設局)</li> <li>高潮浸水想定区域図の改定検討を行っている。(港湾局、建設局)</li> <li>既往の浸水予想区域図を基に水防法に基づく洪水浸水想定区域図を作成する必要がある(建設局、下水道局)。</li> </ul>	【東京都】建設局、下水道局、港湾局 【市町村】市町村のみが対象(下水道等排水施設に関する雨水出水(内水)への対応)	
		今後の具体的な取組				<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、雨水出水浸水想定区域図の作成及び雨水出水浸水想定区域の指定について検討していく。(建設局、下水道局)</li> <li>引き続き、市町村が作成する雨水出水浸水想定区域図の作成について技術支援を行っていく。(建設局、下水道局)</li> <li>高潮浸水想定区域図を改定していく。(港湾局、建設局)</li> <li>既往の浸水予想区域図を基に水防法に基づく洪水浸水想定区域図を作成でき次第、順次公表・普及啓発していく(建設局、下水道局)。</li> </ul>		
		R4年度				<ul style="list-style-type: none"> <li>雨水出水浸水想定区域図を順次作成(下水道局)</li> <li>市町村が策定する雨水出水浸水想定区域図を技術支援する(下水道局)</li> <li>高潮浸水想定区域図の改定検討を行っていく。(港湾局、建設局)</li> <li>既往の浸水予想区域図を基に水防法に基づく洪水浸水想定区域図の作成に着手した(建設局、下水道局)</li> </ul>		
		R5年度				<ul style="list-style-type: none"> <li>既往の浸水予想区域図を基に水防法に基づく洪水浸水想定区域図を作成し指定・公表した。(建設局)</li> <li>高潮浸水想定区域図の改定及び関係自治体との調整を行っていく。(港湾局、建設局)</li> <li>雨水出水浸水想定区域図を順次作成(下水道局)</li> <li>引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を元に区市町村が行う洪水ハザードマップ等の作成を支援していく。(建設局、下水道局)</li> <li>引き続き、高潮浸水想定区域図を元に区が作成する高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局)</li> </ul>		
⑩水害ハザードマップの作成、改良と周知	・浸水予想区域図、高潮浸水想定区域図等を基に水害ハザードマップの作成促進と作成状況を共有する。 ・水害ハザードマップを住民へ効果的に周知する方法を検討する。 ・わかりやすい水害ハザードマップへの改良について検討する。	現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>東京都が公表している洪水浸水予想区域図を基にハザードマップを作成し公表している。</li> <li>住民へ効果的に周知する方法を検討する必要がある。</li> <li>転入者に配布している。</li> <li>作成時には、全戸配布をした。</li> <li>出前講座や防災訓練時に配布している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ハザードマップはHPで公開しており周知を図っている。</li> <li>洪水や高潮の浸水想定区域図の公表に伴い、内水も含めた水害ハザードマップを見直すこととしている。</li> <li>住民が理解しやすく、確実な避難へつながる表現方法を検討する必要がある。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>想定最大規模降雨とした浸水予想区域図を作成・公表し、都の管理河川や流域下水道幹線の区域において改訂を完了した。(建設局、下水道局)</li> <li>高潮浸水想定区域図を公表し、区によるハザードマップの作成を支援している。(建設局、下水道局、港湾局)</li> </ul>	【区市町村】全区市町村が対象【東京都】建設局、下水道局、港湾局	
		今後の具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民へ効果的に周知する方法を検討し実施していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>簡潔で分かりやすい内容であり、住民の避難行動を促すハザードマップを作成する。</li> <li>住民へ効果的に周知する方法を検討し実施していく。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を基に区が行う洪水ハザードマップ等の作成を支援していく。(建設局、下水道局)</li> <li>引き続き、市町村の内水ハザードマップの基となる、市町村の雨水出水浸水想定区域図の作成を技術支援していく。(下水道局)</li> <li>区による高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局)</li> </ul>		
		R4年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>ハザードマップの説明会や出前講座を実施して、周知を図った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現在も町会、自治会単位で講演会を実施している。</li> <li>公表された浸水予想区域図に基づいたハザードマップの修正を検討している。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村の内水ハザードマップの基となる、市町村の雨水出水浸水想定区域図の作成を技術支援。(下水道局)</li> <li>引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を基に区市町村が行う洪水ハザードマップ等の作成を支援していく。(建設局、下水道局)</li> <li>引き続き、区による高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局)</li> </ul>		
		R5年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域ごとのハザードマップ説明会や出前講座を実施して、周知を図った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現在も町会、自治会単位で講演会を実施している。</li> <li>東京都が公表した想定最大規模降雨に係る中川・綾瀬川圏域浸水予想区域図に基づき、ハザードマップを一部更新した。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村の内水ハザードマップの基となる、市町村の雨水出水浸水想定区域図の作成を技術支援。(下水道局)</li> <li>引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を元に区市町村が行う洪水ハザードマップ等の作成を支援していく。(建設局、下水道局)</li> <li>引き続き、区による高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局)</li> </ul>		
項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	葛飾区	江戸川区	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関	
⑪まるごとまちごとハザードマップの促進	・「まるごとまちごとハザードマップ」の取組状況と効果事例を共有する。	現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>「まるごとまちごとハザードマップ実施の手引き」等を参考に取組を検討している。</li> <li>他区市町村の取組事例を共有し、住民に対してわかりやすい表示をしていく必要がある。</li> <li>より多くの住民に対して「まるごとまちごとハザードマップ」の取組を周知していく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「まるごとまちごとハザードマップ」と類似した取組として、公共施設・防災行政無線塔・堤防法面・河川水位表示塔を中心に看板を設置している。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>国からのまるごとまちごとハザードマップ実施の手引きに関する情報を区市町村へ提供し、作成を支援している。(建設局)</li> </ul>	【区市町村】全区市町村が対象【東京都】建設局	
		今後の具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>他区市町村の取組事例を参考に検討していく。</li> <li>より多くの住民に対して「まるごとまちごとハザードマップ」の取組を周知していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「まるごとまちごとハザードマップ」と類似した取組として、公共施設や電柱を中心に看板の設置を検討していく。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、国からのまるごとまちごとハザードマップ実施の手引きに関する情報を区市町村へ提供し、作成を支援していく。(建設局)</li> </ul>		
		R4年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>より多くの住民に対して「まるごとまちごとハザードマップ」の取組を周知していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「まるごとまちごとハザードマップ」と類似した取組として、公共施設・堤防法面・河川水位表示塔を中心に看板を設置している。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>国からのまるごとまちごとハザードマップ実施の手引きに関する情報を区市町村へ提供し、作成の取組を支援した。(建設局)</li> </ul>		
		R5年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>より多くの住民に対して「まるごとまちごとハザードマップ」の取組を周知していくとともに、見やすい分かりやすい表示方法を他自治体の取り組みを参考にし検討していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「まるごとまちごとハザードマップ」と類似した取組として、公共施設・堤防法面・河川水位表示塔を中心に看板を設置している。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>国からのまるごとまちごとハザードマップ実施の手引きに関する情報を区市町村へ提供し、作成の取組を支援した。(建設局)</li> </ul>		

⑩ 浸水実績等の周知	・浸水実績等に関する情報を共有し、住民等へ効果的に周知する取組を実施する。	現状と課題	・ホームページで浸水実績を公表している。 ・より多くの住民へ周知する方法を検討する必要がある。	・ホームページや住民向けの防災講演会において、区内における水害の歴史を紹介している。 ・ホームページに道路冠水履歴マップを公開している。			・ホームページで浸水実績を公表している。(建設局) ・より多くの住民に対して周知していく必要がある。(建設局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 建設局
		今後の具体的な取組	・他区市町村の取組を参考に、より多くの住民へ周知する方法を検討していく。	・引き続き、ホームページや住民向けの防災講演会において、区内における水害の歴史を紹介していく。			・他自治体の取組を参考に、より多くの住民へ周知する方法を検討していく。(建設局)	
		R4年度	・マイタイムラインをハザードマップにも掲載して、周知を図っている。	・ホームページや住民向けの防災講演会において、区内における水害の歴史を紹介している。			・ホームページで過去の浸水実績について公表している。また、各種パンフレットや広報誌等を活用し、水防災情報の発信を実施している。 ・また、水害リスクに対する意識啓発や防災情報の発信強化に向け、浸水リスクや水害実績等のハザード情報を容易に閲覧できるシステムの構築に取り組む。(建設局)	
		R5年度	・マイタイムラインをハザードマップにも掲載して、周知を図っている。 ・窓口や電話で浸水実績を提供している。	・ホームページや住民向けの防災講演会において、区内における水害の歴史を紹介している。			・ホームページで過去の浸水実績について公表している。また、各種パンフレットや広報誌等を活用し、水防災情報の発信を実施している。(建設局) ・また、水害リスクに対する意識啓発や防災情報の発信強化に向け、浸水リスクや水害実績等のハザード情報を容易に閲覧できるシステムの運用開始を予定している。(建設局)	
項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	葛飾区	江戸川区	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関	
A 住民一人ひとりの避難計画等の作成を促進する。		現状と課題	・災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定について、取組を進めている。	・水害ハザードマップ説明会を継続して実施し、多くの方に周知していく。			・都民の防災知識を高めるため東京防災学習セミナーにて共助の対応を啓発している。(総務局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 総務局
		今後の具体的な取組	・引き続き、災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定について、取組を進めていく。	・ハザードマップに同梱した【わが家の広域避難計画】を家族で検討するように説明会を通じて促していく。			・マンション居住者等を対象としたマンション防災セミナーを実施する。(総務局) ・引き続き、セミナー事業を通じマイ・タイムライン普及拡大に取り組む。また、セミナーの実施にあたっては区市町村や国と連携し、各地域のニーズを踏まえたより効果的な開催先・受講団体を選定する。(総務局)	
		R4年度	・災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定について、取組を進めている。	・ハザードマップに同梱した【わが家の広域避難計画】を家族で検討するように防災講演会等を通じて促していく。			・都民の防災知識を高めるために、東京防災学習セミナーや東京防災ホリデーセミナーを実施している。(総務局) ・都内全ての小中学校・高等学校、区市町村等に「東京マイ・タイムライン」を配布し、都民の的確な避難行動の実現に向けた普及啓発を実施している(総務局) ・「東京マイ・タイムライン」のアプリ版コンテンツを制作・配信し、利用率向上を目標とした広報に取り組んでいる。(総務局) ・風水害に関する基礎知識からマイ・タイムラインの作成方法までを学習できる動画や、風水害の脅威を疑似体験できるVR動画を制作・配信している。(総務局) ・都民の風水害に対する対応力を高めるため、町会・自治会、親子、企業、学校を対象として東京マイ・タイムラインセミナーを実施している。(総務局)	
		R5年度	・災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定について、取組を進めている。	・ハザードマップに同梱した【わが家の広域避難計画】を家族で検討するように防災講演会等を通じて促していく。			・都民の防災知識を高めるため東京防災学習セミナーにて共助の対応を啓発している。(総務局) ・都内全ての小中学校・高等学校や、区市町村等に「東京マイ・タイムライン」を配布し、都民の的確な避難行動の実現に向けた普及啓発を実施している(総務局) ・「東京マイ・タイムライン」のアプリ版コンテンツを配信するとともに、利用率向上を目標として、電車内広告や都内デジタルサイネージ等を活用した広報に取り組んでいる。(総務局) ・風水害に関する基礎知識からマイ・タイムラインの作成方法までを学習できる動画や、風水害の脅威を疑似体験できるVR動画を配信している。(総務局) ・都民の風水害に対する対応力を高めるため、町会・自治会、学校、親子、企業を対象として東京マイ・タイムラインセミナーを実施している。(総務局)	
⑪ 自助・共助の仕組みの強化	B 水害リスクも考慮した避難行動要支援者ごとの個別避難計画策定の作成促進及び避難行動要支援者・避難支援等関係者への水害リスク周知について、検討する。	現状と課題	・住民に対する水害ワーキングやセミナーを実施し、水害リスクに関する周知を図っている。	・災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿を区地域防災計画に位置付け、すでに作成を完了している。 ・名簿の更新、避難行動支援プランや個別計画策定について、取組を進めている。			・災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別避難計画策定の取組について、区市町村の支援を行っている。(福祉保健局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 福祉保健局
		今後の具体的な取組	・地域防災力向上のために、共助を支援する取組を加速させ方を検討していく。	・引き続き、名簿の更新、避難行動支援プランや個別計画策定について、取組を進めていく。 ・要配慮者利用施設からの依頼に基づき、江戸川区水害ハザードマップの説明会を随時実施して、水害リスクの周知を行う。			・引き続き、災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別避難計画策定の取組について、区市町村の支援を行っていく。(福祉保健局)	
		R4年度	・防災士の資格取得の助成を行っている。 ・助成を受けて防災士資格を取得された者を対象に、防災研修を実施した。	・引き続き、名簿の更新、避難行動支援者の見直しや個別避難計画策定について、福祉部及び健康部と連携し取組を進めていく。 ・福祉避難所となる施設及びケアマネージャー等福祉専門職と連携し、水害リスクの周知と取るべき避難行動について啓発を行う。			区市町村の効果的・効率的な個別避難計画の作成を推進するため、区市町村担当者向け研修会での事例紹介や、包括補助による財政支援を実施していく。(福祉保健局)	
		R5年度	・防災士の資格取得の助成を行っている。 ・助成を受けて防災士資格を取得された者を対象に、防災研修を実施した。 ・避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別避難計画策定について、福祉部及び健康部と連携して取組を進めた。	・福祉部内に担当課を新設するとともに、危機管理部や子ども家庭部、健康部に担当係を設け、要配慮者の支援をより横断的に推進していけるよう組織を再編した。 ・避難行動要支援者の要件を再考し、地域防災計画において新たに定めた。また、平時から避難支援等関係者へ名簿提供できるよう、新たに規程を整備した。 ・避難所等での支援者確保のため、災害時協力協定団体の締結先をさらに拡大した。	・気象情報と区市町村が取るべき対応の関係や、過去の災害における要配慮者の被害の事例等を区市町村の福祉部門と防災部門に紹介した。	区市町村の効果的・効率的な個別避難計画の作成を推進するため、区市町村担当者向け研修会での事例紹介や、包括補助による財政支援を実施。(福祉局)		

C 地域防災力の向上のための人材育成を検討する。	現状と課題	・関係機関が連携した訓練を実施している。 ・より多くの住民が参加しやすい避難訓練を実施する必要がある。	・町会、自治会へハザードマップ説明会を実施し江戸川区の水害リスクを周知している。			・都民の防災知識を高めるため東京防災学習セミナーにて共助の対応を啓発している。(総務局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 総務局、建設局	
	今後の具体的な取組	・引き続き、関係機関と訓練内容を検討し連携しながら、より多くの住民が参加する訓練を実施していく。	・地域力防災力向上に向けハザードマップ説明会時に共助の必要性を説明して行く。			・地域防災力の向上のための人材育成に向けて検討を進める(総務局) ・マンション居住者等を対象としたマンション防災セミナーを実施する(総務局)		
	R4年度	・引き続き、関係機関と訓練内容を検討し連携しながら、より多くの住民が参加する訓練を実施していく。	・将来を担う子どもたちへの防災教育として、大規模水害について、区内全小学校の在学中(3～6年生のいずれか)の児童を対象に防災学習を実施している。			・都民の防災知識を高めるために、東京防災学習セミナーや東京防災ホリデーセミナーを実施している。(総務局)		
	R5年度	・防災士の資格取得の助成を行っている。 ・助成を受けて防災士資格を取得された者を対象に、防災研修を実施した。	・将来を担う子どもたちへの防災教育として、大規模水害について、区内全小学校の在学中(3～6年生のいずれか)の児童を対象に防災学習を実施している。			・都民の防災知識を高めるため東京防災学習セミナーにて共助の対応を啓発している。(総務局)		
⑬住民、関係機関が連携した避難訓練等の充実	現状と課題	・関係機関が連携した訓練を実施している。 ・より多くの住民が参加しやすい避難訓練を実施する必要がある。	・区内の一部の町会で地震を想定した住民の避難訓練を実施している。	・区市町村が行う避難訓練(防災訓練)へ参加しているが少数となっている。		・避難指示等の発令のもととなる河川情報の伝達訓練を実施している。(建設局) ・河川情報等の伝達訓練を区市町村と連携して実施している。(建設局、港湾局) ・区市町村が実施している避難訓練について必要な支援を行っている。(総務局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【気象台】 【東京都】 総務局、建設局、港湾局	
	今後の具体的な取組	・引き続き、関係機関と訓練内容を検討し連携しながら、より多くの住民が参加する訓練を実施していく。	・住民等や多様な関係機関が連携した避難訓練の実施について検討していく。	・区市町村が行う避難訓練(防災訓練)が充実したものとなるよう、協力していく。		・引き続き、より多くの関係機関と連携し、河川情報の伝達訓練を実施していく。(建設局) ・河川情報等の伝達訓練をより多くの区市町村と連携して実施していく。(建設局、港湾局) ・引き続き、区市町村が実施している避難訓練について必要な支援を行っていく。(総務局)		
	R4年度	・引き続き、関係機関と訓練内容を検討し連携しながら、より多くの住民が参加する訓練を実施していく。	・住民等や多様な関係機関が連携した避難訓練の実施について引き続き検討していく。	・6月25日練馬区土砂災害警戒区域対象避難訓練に参加し、防災気象情報について講話を行った。 ・9月3日東京都・品川区合同総合防災訓練に参加し防災気象情報の周知を実施した。 ・11月9日東京都・神津島村合同総合防災訓練に参加し防災気象情報の周知を実施した。 ・11月12日杉並区総合震災訓練に参加し防災気象情報の周知を実施した。	・6月25日練馬区土砂災害警戒区域対象避難訓練に参加し、防災気象情報について講話を行った。 ・9月3日東京都・東村山市合同総合震災訓練 ・11月11日 杉並区総合震災訓練訓練		・多摩川沿川の5自治体と連携して、大規模風水害を対象とした図上訓練を実施した。(総務局) ・河川情報等の伝達訓練を区市町村と連携して実施しており、引き続き、より多くの関係機関と連携し、河川情報等の伝達訓練を実施していく。(建設局、港湾局) ・高潮氾濫発生情報の伝達訓練を関係区等と連携して実施しており、引き続き、高潮氾濫発生情報の伝達訓練を継続的に実施していく。(港湾局)	
	R5年度	・各関係機関と連携し、住民が参加する訓練内容について、引き続き検討を進めていく。 ・避難所開設訓練として、地域町会と協力した訓練を実施している。	・住民等や多様な関係機関が連携した避難訓練の実施について引き続き検討していく。	以下の日程で訓練に参加し、住民に対し防災気象情報の周知を行った。 ・9月3日 東京都・東村山市合同総合震災訓練 ・11月11日 杉並区総合震災訓練訓練			・石神井川、善福寺川、妙正寺川の3河川沿川の6自治体と連携して、大規模風水害を対象とした図上訓練を実施した。(総務局) ・河川情報等の伝達訓練を区市町村と連携して実施しており、引き続き、より多くの関係機関と連携し、河川情報等の伝達訓練を実施していく。(建設局、港湾局) ・高潮氾濫発生情報の伝達訓練を関係区等と連携して実施しており、引き続き、高潮氾濫発生情報の伝達訓練を継続的に実施していく。(港湾局)	
項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	葛飾区	江戸川区	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関	
⑭防災教育の充実	現状と課題	・課外授業等を通して防災教育を実施している。 ・防災教育の実施をより拡大していく必要がある。	・総合学習の中で風水害に係る防災教育を実施している。 ・大規模水害について、区内全小学校の在学中(3～6年生のいずれか)の児童を対象に防災学習を実施している。	・防災気象情報の入手とその情報を活用した安全行動を事前にシミュレートする気象庁ワークショッププログラム「経験したことのない大雨 その時どうする？」を作成し、防災教育に資するよう普及啓発に努めている。		・情報提供等を通じて各私立学校における防災教育の取組を支援(生活文化スポーツ局) ・平成29年3月31日に改訂された新学習指導要領への対応について、各学校へ支援を行う必要がある。(教育庁)	【区市町村】 全区市町村が対象 【気象台】 【東京都】 教育庁、生活文化スポーツ局、総務局	
	今後の具体的な取組	・防災教育の実施を拡大していくことを検討していく。	・小中学校の総合学習の中で防災教育を継続していく。	・引き続き関係機関と連携し、防災教育の実施拡大に向け取組む。		・防災教育に関する通知等の周知とともに、学校からの問合せ等への助言を行い、各私立学校の取組を支援する。(生活文化スポーツ局) ・平成29年3月31日に改訂された新学習指導要領の実施に向けて各学校へ支援した。(教育庁)		
	R4年度	・防災教育の実施を拡大していくことを検討していく。	・大規模水害について、区内全小学校の在学中(3～6年生のいずれか)の児童を対象に防災学習を実施している。	・11月15日荒川下流河川事務所及び北区役所と連携し、北区神谷中学校での防災教育にブースを出展した。		・都内全ての小中学校・高等学校、区市町村等に「東京マイ・タイムライン」を配布し、都民的的確な避難行動の実現に向けた普及啓発を実施している。(総務局) ・風水害に関する基礎知識からマイ・タイムラインの作成方法までを学習できる動画や、風水害の脅威を疑似体験できるVR動画を制作・配信している。(総務局) ・都立高等学校を対象に、東京マイ・タイムラインセミナーの出前講座及び、VR体験を実施し、生徒の防災意識向上を図っている。(総務局) ・情報提供等を通じて各私立学校における防災教育の取組を支援した。(生活文化スポーツ局) ・都立高等学校第1学年等を対象に「東京マイ・タイムライン」を活用した授業実践を依頼し、普及啓発を図った。(総務局・教育庁) ・学校における安全教育の基本的な考え方や、様々な場面を想定した避難訓練の具体的な事例などを掲載した、教員向けの実践的な指導の手引きである「安全教育プログラム」を、公立学校全教員を配信し、防災教育の充実を図った。(教育庁) ・学校安全教室指導者講習を通して、災害安全を含む安全教育を推進する教員の資質・能力を育成するとともに、受講した教員が所属校において校内講習を実施することで、都内公立学校における防災教育の充実を図った。(教育庁)		
R5年度	・防災教育として、関係部署と連携しながら小中学校等へ出前講座等を実施した。	・大規模水害について、区内全小学校の在学中(3～6年生のいずれか)の児童を対象に防災学習を実施している。	・11月2日に荒川下流河川事務所及び北区役所、東京消防庁と連携し、北区神谷中学校と稲田小学校の生徒に対する防災イベントを開催し、防災知識の普及を行った。  ・清瀬市教育委員会と連携し、「清瀬こども大学」というイベントを開催、清瀬市内の小中学生を対象に気象と防災に関する普及を行った。			・都内全ての小中学校・高等学校や、区市町村等に「東京マイ・タイムライン」を配布し、都民的的確な避難行動の実現に向けた普及啓発を実施している。(総務局) ・風水害に関する基礎知識からマイ・タイムラインの作成方法までを学習できる動画や、風水害の脅威を疑似体験できるVR動画を配信している。(総務局) ・都立高等学校を対象に、東京マイ・タイムラインセミナーの出前講座及びVR体験学習を実施し、生徒の防災意識向上を図っている。(総務局) ・情報提供等を通じて各私立学校における防災教育の取組を支援した。(生活文化スポーツ局) ・都立高等学校第1学年等を対象に「東京マイ・タイムライン」を活用した授業実践を依頼し、普及啓発を図った。(教育庁) ・学校における安全教育の基本的な考え方や、様々な場面を想定した避難訓練の具体的な事例などを掲載した、教員向けの実践的な指導の手引きである「安全教育プログラム」を、公立学校全教員を対象に配信し、防災教育の充実を図った。(教育庁) ・学校安全教室指導者講習を通して、災害安全を含む安全教育を推進する教員の資質・能力を育成するとともに、受講した教員が所属校において校内講習を実施することで、都内公立学校における防災教育の充実を図った。(教育庁)		



円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項							
項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	葛飾区	江戸川区	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関
⑤水位計、河川監視用カメラ等の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>国交省において開発を進めている、低コストで導入が容易なクラウド型・メンテナンスフリーの危機管理型水位計の情報を共有する。</li> <li>水位計(危機管理型を含む)、河川監視用カメラの配置検討と設置状況(設置予定含む)を共有する。</li> <li>ダム放流警報設備等の適切な維持管理を実施する。</li> </ul>	現状と課題	・水位計や河川監視用カメラ等を設置していない河川がある。 ・水位計や河川監視用カメラ等を設置する必要性を検討する必要がある。	・水位計や河川監視用カメラ等を設置していない河川がある。		河川の状況をリアルタイムで分かりやすく伝えるため、監視カメラを増設している。(建設局) 狭いスペースや電源確保が困難な場所への設置検討、計画段階から実施主体間での設置情報の共有化、水位計やカメラ以外の観測機器導入に向けた情報収集が必要である。(建設局) ・必要な箇所に、ダム放流警報設備を設置し、運用している。(交通局) ・必要な箇所に、ダム放流警報設備を設置し、運用している。(水道局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 建設局、水道局、交通局
		今後の取組的な	・水位計、河川監視用カメラの配置について検討し必要に応じて設置していく。	・水位計、河川監視用カメラの設置について検討していく。		・実施主体間での設置予定情報や事例の共有(建設局) ・引き続き放流警報装置の点検整備等を確実にやっていく。(交通局) ・放流警報装置(サイレン、放送設備、赤色灯及び電光掲示板等)の点検整備等を確実にやっていく。(水道局)	
		R4年度	・水位計、河川監視用カメラの配置について検討し必要に応じて設置していく。	・国や東京都へ河川監視カメラの設置を要望し、設置され次第活用していく。 ・令和2年度に設置した4箇所の河川カメラ画像を、防災情報システムへ連携する。		・河川監視カメラや水位計、無線型の観測機器等の増設を検討していく。(建設局) ・引き続き放流警報装置の点検整備等を確実にやっていく。(交通局) ・放流警報装置(サイレン、放送設備、赤色灯及び電光掲示板等)の点検整備等を確実にやっていく。(水道局)	
		R5年度	・令和4年度に河川監視カメラを7台設置し、区ホームページで区民が常時確認できるように公開している。	・国や東京都へ河川監視カメラの設置を要望し、設置され次第活用していく。 ・令和5年度にAI解析により河川水位を把握するため、4箇所へAI解析用カメラを配備する。		・河川監視カメラや水位計、無線型の観測機器等の増設を検討していく。(建設局) ・引き続き放流警報装置の点検整備等を確実にやっていく。(交通局) ・放流警報装置(サイレン、放送設備、赤色灯及び電光掲示板等)の点検整備等を確実にやっていく。(水道局)	

2)的確な水防活動のための取組

水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する事項							
項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	葛飾区	江戸川区	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関
⑥水防上注意を要する箇所の確認、水防資機材の整備等	<ul style="list-style-type: none"> <li>河川整備の進捗状況等を踏まえた、出水期前に自治体、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検を実施する。</li> <li>各構成員が保有する水防資機材について共有し、円滑な水防活動の実施に向けて検討する。</li> </ul>	現状と課題	・出水期前に、建設事務所が実施している水防上注意を要する箇所等の共同点検に参加している。 ・出水時には、河川管理施設等を点検するため河川巡視を実施している。 ・水防倉庫等に土のう、ショベル等の資機材を配備している。	・出水時には、河川管理施設等を点検するため河川巡視を実施している。 ・水防倉庫等に土のう、ショベル等の資機材を配備している。		・出水期前に、自治体、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検を実施している。(建設局) ・水防倉庫等に土のう、ショベル等の資機材を配備している。(建設局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 建設局
		今後の取組的な	・引き続き、出水期前に、河川管理者、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検に参加していく。 ・適宜、水防資機材の更新を実施していく。	・引き続き、出水期前後の、水防上注意を要する箇所の巡回点検を実施していく。 ・適宜、水防資機材の点検を実施していく。		・引き続き、出水期前に、自治体、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検を実施していく。(建設局) ・適宜、水防資機材の更新を実施していく。(建設局)	
		R4年度	・引き続き、出水期前に、河川管理者、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検に参加していく。 ・適宜、水防資機材の更新を実施していく。	・出水期前点検を行い、適切に維持管理を実施している。 ・現在備蓄している水防資機材の点検をしている。		・自治体、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検を実施した。引き続き、毎年共同点検を実施していく。(建設局) ・水防資機材の備蓄内容の見直し、倉庫整理を実施した。(建設局)	
		R5年度	・出水期前に、河川管理者、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検に参加し、注意箇所の確認をした。 ・現在備蓄している水防資機材の点検を適宜行い、計画的に資機材の入れ替えを検討している。	・出水期前点検を行い、適切に維持管理を実施している。 ・現在備蓄している水防資機材の点検をしている。		・自治体、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検を実施した。引き続き、毎年共同点検を実施していく。(建設局) ・水防資機材の備蓄内容の見直し、倉庫整理を実施した。(建設局)	

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	葛飾区	江戸川区	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関	
⑦水防訓練の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>毎年実施している水防訓練について、実践的な訓練を実施する。</li> </ul>	現状と課題	・関係機関と連携した水防訓練を実施している。 ・より多くの住民が参加しやすい訓練を実施する必要がある。	・消防団及び各水防関係機関の連携を強化し、水防態勢の万全を図る目的で水防訓練を実施している。	・関係機関と連携した水防訓練には準備段階から参加している。	・建設事務所(西建を除く)に配備している排水ポンプ車について、機器の操作・取扱訓練を実施している。(建設局) ・区市町村、消防機関が合同で開催する水防訓練に参画し水防訓練を実施している。(建設局) ・出水期前に、自治体、消防機関等と風水害時の連携を確認するための図上訓練を実施している。(総務局) ・より多くの住民が参加しやすい訓練を実施する必要がある。(総務局、建設局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【気象台】 【東京都】 建設局、総務局	
		今後の取組的な	・毎年実施している水防訓練について、多様な関係機関、住民等の参加等による訓練を検討していく。	・毎年継続して水防訓練を実施していく。	・実践的な訓練となるよう、引き続き関係機関と連携し、検討に協力していく。	・引き続き、出水期前に、自治体、消防機関等と風水害時の連携を確認するための図上訓練を検討していく。(総務局) ・より実践的な水防訓練となるよう検討していく。(建設局)		
		R4年度	・毎年実施している水防訓練について、多様な関係機関、住民等の参加等による訓練を検討していく。	・毎年実施している水防訓練について、多様な関係機関と連携した訓練を実施した。	東京消防庁・国立市・立川市・昭島市合同総合水防訓練に参加し、防災気象情報の周知等を実施した。		・多摩川沿川の5自治体と連携して、大規模風水害を対象とした図上訓練を実施した。(総務局) ・管内の水防管理団体との合同排水ポンプ車訓練について、対象団体を拡大して実施した。(建設局) ・区市町村、消防機関が合同で開催する水防訓練に参画した(建設局)	
		R5年度	・出水期前に、所轄消防署と合同水防訓練を実施している。 ・重要水防所について、河川管理者、京成電鉄と連携し水防訓練を実施している。	・毎年実施している水防訓練について、多様な関係機関と連携した訓練を実施した。	以下の日程で水防訓練に参加し、住民に向けて広く防災気象情報の周知を行った。 ・5月14日 目黒区総合水防訓練 ・5月27日 東京消防庁・江戸川区合同総合水防訓練		・石神井川、善福寺川、妙正寺川の3河川沿川の6自治体と連携して、大規模風水害を対象とした図上訓練を実施した。(総務局) ・管内の水防管理団体との合同排水ポンプ車訓練について、対象団体を拡大して実施した。(建設局) ・区市町村、消防機関が合同で開催する水防訓練に参画した(建設局)	

⑩水防に関する広報の充実	・各構成員の水防に関する広報(水防活動を行う消防団員の募集、自主防災組織、企業等の参画等)の取組状況を共有する。	現状と課題	・ホームページや広報誌等を通じて水防活動を行う消防団員の募集などを図っている。	・あらゆる機会を通じて水防活動を行う消防団員の募集などを図っている。			・ホームページや各種広報媒体等を通じて広報等を展開していく。(建設局、総務局) ・区市町村に依頼し、区市町村の広報紙に水防システムの概要を掲載し、周知を図っている。(建設局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 建設局、総務局
		体系的な取組	・引き続き、ホームページや広報誌等を通じて水防活動を行う消防団員の募集などを図っていく。	・引き続き、ホームページや広報を通じて水防活動を行う消防団員の募集などを図っていく。			・引き続き、ホームページや各種広報媒体等を通じて広報等を展開していく。(建設局、総務局)	
		R4年度	・引き続き、ホームページや広報誌等を通じて水防活動を行う消防団員の募集などを図っていく。	・消防署や消防団と連携し、ホームページ等を通じて消防団員の募集広報を行っている。 ・区役所本庁舎で消防団員の募集広報を行っている。			・東京都水防ツイッター等を活用し、都の水防活動に関する広報を実施した。引き続き、ホームページや各種広報媒体等を通じて広報等を展開していく。(建設局、総務局) ・職員のメール署名や名刺などにURL等を記載し広報を行った。(建設局) ・本所防災館にて水防月間に広報を実施した。(建設局)	
		R5年度	・引き続き、ホームページや広報誌等を通じて水防活動を行う消防団員の募集などを図っていく。	・消防署や消防団と連携し、ホームページ等を通じて消防団員の募集広報を行っている。 ・区役所本庁舎で消防団員の募集広報を行っている。			・東京都防災X(旧Twitter)等を活用し、都の水防活動に関する広報を実施した。引き続き、ホームページや各種広報媒体等を通じて広報等を展開していく。(建設局、総務局)	
⑪水防活動を行う消防団間の連携、協力に関する検討	・洪水等に対してより広域的、効率的な水防活動が実施できるよう協力内容等を検討する。	現状と課題	・消防団間の連携、協力体制に関する協定を結んでいる。	・水防訓練等の機会を通じて消防団間の連携、協力体制を強化している。			・連携体制の構築に向けた検討資料として東海豪雨規模降雨に基づく浸水予想区域図等を作成、公表している。(建設局、下水道局) ・連携体制の構築に向けた検討資料として、想定最大規模の高潮浸水想定区域図を作成し、公表している。(港湾局、建設局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 建設局、下水道局、港湾局
		今後の取組	・引き続き、消防団間の連携、協力体制を継続していく。若い世代を将来の地域防災の担い手として確保するため、大学等と入団促進活動を定例化できるよう協議するとともに、消防少年団員についても積極的な入団促進を図っていく。	・引き続き、水防訓練等の機会を通じて消防団間の連携、協力体制を強化していく。			連携体制の構築に向けた検討資料として想定最大規模降雨に基づく浸水予想区域図等を作成、公表している。(建設局、下水道局) ・引き続き、連携体制の構築に向けた検討資料として、想定最大規模の高潮浸水想定区域図を共有していく。(港湾局、建設局)	
		R4年度	・引き続き、消防団間の連携、協力体制を継続していく。若い世代を将来の地域防災の担い手として確保するため、大学等と入団促進活動を定例化できるよう協議するとともに、消防少年団員についても積極的な入団促進を図っていく。	・区と消防署の合同水防訓練に消防団等が参加し、活動の連携強化を図っている。			・引き続き、連携体制の構築に向けた検討資料として想定最大規模降雨に基づく浸水予想区域図等を共有していく。(建設局、下水道局) ・引き続き、連携体制の構築に向けた検討資料として、想定最大規模の高潮浸水想定区域図を共有していく。(港湾局、建設局) ・建設事務所(西建を除く)に配備している排水ポンプ車の仕様や運用方法について、区市町村に向けた周知を検討していく。(建設局)	
		R5年度	・区と消防署の合同水防訓練に消防団等が参加し、活動の連携強化を図っている。	・区と消防署の合同水防訓練に消防団等が参加し、活動の連携強化を図っている。			・引き続き、連携体制の構築に向けた検討資料として想定最大規模降雨に基づく浸水予想区域図等を共有していく。(建設局、下水道局) ・引き続き、連携体制の維持及び構築に向けた検討資料として、想定最大規模の高潮浸水想定区域図を共有していく。(港湾局、建設局) ・建設事務所(西建を除く)に配備している排水ポンプ車の仕様や運用方法について、運用方針を策定し区市町村に周知を行った。(建設局)	

多様な主体による被害軽減対策に関する事項

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	葛飾区	江戸川区	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関	
⑫災害拠点病院等の施設管理者への情報伝達の充実	・浸水予想区域内における災害拠点病院等の立地状況を確認する。 ・施設管理者等に対する洪水時の迅速かつ確実な情報伝達の方法について検討し、運用していく。	現状と課題	・浸水予想区域内の災害拠点病院の立地状況を確認し必要に応じて地域防災計画に位置付けている。 ・洪水時の情報をFAX等で伝達している。	・要配慮者利用施設でもある病院に対し、洪水時の迅速かつ確実な情報伝達の方法について検討していく必要がある。			・想定最大規模降雨とした浸水予想区域図を作成、公表し、都の管理河川や流域下水道幹線の区域において改訂を完了した。(建設局、下水道局) ・想定最大規模の高潮浸水想定区域図を作成し、公表している。(港湾局、建設局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 建設局、下水道局、港湾局
		今後の取組	・迅速かつ確実な情報伝達方法を検討していく。	・迅速かつ確実な情報伝達方法を検討していく。			・神田川流域以外の流域についても、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を作成し、公表していく。(建設局、下水道局)	
		R4年度	・迅速かつ確実な情報伝達方法を検討していく。	・浸水予想区域内の災害拠点病院等に対しては、病院での状況(電気等の確認や患者等の対応)を把握し検討する。 ・引き続き迅速かつ確実な情報伝達方法を検討する。			・引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を元に区市町村が行う洪水ハザードマップ等の作成を支援していく。(建設局、下水道局) ・引き続き、高潮浸水想定区域図を元に、区が作成する高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局)	
		R5年度	・迅速かつ確実な情報伝達方法を検討し、今後東京都から公表される水防法第14条に基づく洪水浸水想定区域を踏まえ、区域内の災害拠点病院の状況を確認していく。	・浸水予想区域内の災害拠点病院等に対しては、病院での状況(電気等の確認や患者等の対応)を把握し検討する。 ・引き続き迅速かつ確実な情報伝達方法を検討する。			・引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を元に区市町村が行う洪水ハザードマップ等の作成を支援していく。(建設局、下水道局) ・引き続き、高潮浸水想定区域図を元に区が作成する高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局)	
⑬洪水時の区市町村庁舎等の機能確保のための対策の充実	・区市町村庁舎等における洪水時に想定される浸水被害を確認し、適切に機能確保のために必要な対策(耐水化等)について検討する。	現状と課題	・浸水予想区域外のため対策をとる必要がない。 ・止水用の土のう等を備蓄し、地下駐車場等への浸水に対応している。 ・自家発電機等の耐水化を検討している。 ・自家発電機等の耐水化を実施している。 ・災害時に拠点となる公共施設が水害時に浸水し、機能の低下、停止することがないようにすることが課題である。	・本庁舎については浸水深以上の2階に非常用電源を確保している。 ・小中学校改築の際は体育館や防災倉庫を2階に整備する等の対応を検討している。			・東海豪雨規模降雨に係る浸水予想区域図等を作成し公表している。(建設局、下水道局) ・神田川流域については、対象降雨を想定最大規模降雨に変更した浸水予想区域図を作成し、公表している。(建設局、下水道局) ・災害時に拠点となる公共施設が水害時に浸水し、機能の低下、停止することがないようにすることが課題である。(各局) ・最大津波高さに対応した下水道施設の耐水化は完了(下水道局) ・気候変動の影響を踏まえた高潮・洪水水位に対して下水道機能を確保するため、耐水化のレベルアップが必要(下水道局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 全局
		今後の取組	・浸水防止のための資機材の導入を検討する。 ・耐水化等の対策を検討していく。	・引き続き、小中学校改築の際は体育館や防災倉庫を2階に整備する等の対応を検討していく。			・浸水防止のための資機材の導入を検討する。(各局) ・耐水化等の対策を検討していく。(各局) ・引き続き、河川の大規模洪水等に対応できるような下水道施設の耐水化を検討(下水道局)	
		R4年度	・浸水防止のための資機材の導入を検討する。 ・耐水化等の対策を検討していく。	・小中学校改築の際は体育館や防災倉庫を2階に整備する等の対応をしている。 ・災害時の停電に備え、ソーラー充電も可能な非常用蓄電池を配備している。			・引き続き、災对本部の設置される区市町村庁舎に対し、非常用電源の浸水対策等を支援する。(総務局) ・河川の大規模洪水等に対応できるような下水道施設の耐水化を検討(下水道局) ・引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を元に水害リスクを周知していく。(建設局、下水道局) ・引き続き、高潮浸水想定区域図を元に、水害リスクを周知していく。(港湾局、建設局)	
		R5年度	・浸水防止のための資機材の導入を検討する。 ・耐水化等の対策を検討していく。	・小中学校改築の際は体育館や防災倉庫を2階に整備する等の対応をしている。 ・災害時の停電に備え、ソーラー充電も可能な非常用蓄電池を配備している。			・引き続き、災对本部の設置される区市町村庁舎に対し、非常用電源の浸水対策等を支援する。(総務局) ・河川の大規模洪水等に対応できるような下水道施設の耐水化を検討(下水道局) ・引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を元に水害リスクを周知していく。(建設局、下水道局) ・引き続き、高潮浸水想定区域図を元に、水害リスクを周知していく。(港湾局、建設局) ・引き続き、高潮浸水想定区域図や高潮防災総合情報システム等の機能を活用することで、水害リスクを周知していく。(港湾局)	



3) 氾濫水の排水に関する取組

氾濫水の排水に関する事項

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	葛飾区	江戸川区	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関
②排水施設、排水資機材の運用方法の改善及び排水施設の整備等	*浸水予想区域内、高潮浸水想定区域内における排水施設、排水資機材等の運用方法を共有する。 *大規模水害時における排水作業準備計画を共有する。	現状と課題 *排水ポンプ等の資機材を配備している。	*排水ポンプ等の資機材を配備している。			*東部低地帯に排水機場を設置している。(建設局) *東京港に排水機場を設置している。(港湾局) *建設事務所(西建を除く)に排水ポンプ車を配備している。(建設局) *排水機場やポンプ所の耐震、耐水化について、計画に基づき順次実施している。(建設局、港湾局、下水道局) *最大津波高さに対応した下水道施設の耐水化は完了(下水道局) *気候変動の影響を踏まえた高潮・洪水水位に対して下水道機能を確保するため、耐水化のレベルアップが必要(下水道局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 建設局、下水道局、港湾局、総務局
		今後の具体的な取組 *排水ポンプ等の資機材を配備する。	*配備している資機材について定期的に点検し、維持管理していく。			*排水機場等の運用状況等を関係機関へ共有していく。(建設局、港湾局) *排水機場等について、必要に応じて運用方法や設備機能について改善を検討する。(建設局、港湾局) *引き続き、排水機場やポンプ所の耐震、耐水化について、計画に基づき順次実施していく。(建設局、港湾局、下水道局)	
		R4年度 *河道・河川管理施設の適切な維持管理を実施している。	*配備している資機材について定期的に点検し、適切な維持管理を行っている。			*東京都コンクリート圧送協同組合と協定を締結し、排水機能の強化を図っている。(総務局) *河川の大規模洪水等に対応できるような下水道施設の耐水化を検討(下水道局) *引き続き、排水機場やポンプ所の耐震、耐水化について、計画に基づき順次実施していく。(建設局、港湾局、下水道局) *国等関係機関を構成員とした委員会を設置し、排水作業準備計画を作成した。(建設局)	
		R5年度 *排水ポンプ等の資機材を配備について検討している。 *配備している資機材について定期的に点検し、適切な維持管理を行っている。 *配備している資機材を迅速に操作できるよう訓練を実施し、操作技術の習熟に努めている。	*配備している資機材について定期的に点検し、適切な維持管理を行っている。			*東京都コンクリート圧送協同組合と協定を締結し、排水機能の強化に向けた態勢を確保している。(総務局) *河川の大規模洪水等に対応できるような下水道施設の耐水化を検討(下水道局) *引き続き、排水機場やポンプ所の耐震、耐水化について、計画に基づき順次実施していく。(下水道局) *引き続き、排水機場やポンプ所の耐震、耐水化について、計画に基づき順次実施していく。(建設局、港湾局、下水道局) *東京都における排水作業準備計画に基づく、図上訓練を実施した。(建設局)	

4) その他の取組

その他の事項

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	葛飾区	江戸川区	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関
③堤防など河川管理施設の整備(洪水氾濫を未然に防ぐ対策)	*河川整備計画に基づき順次整備を実施する。 *東京都河川維持管理基本方針等に基づく、樹木・堆積土砂等の撤去など、河道の適切な維持管理の実施や護岸等の河川管理施設の適切な維持管理を実施する。	現状と課題 *河道・河川管理施設の適切な維持管理を実施している。	*河道・河川管理施設の適切な維持管理を実施している。			*計画に対し、流下能力が不足している区間において河川整備を推進している。(建設局) *河道や河川管理施設の適切な維持管理を実施している。(建設局)	【区市町村】 特例条例で河川の表面管理を行う23区が対象 【東京都】 建設局
		体今後の取組 *着実に適切な維持管理を実施していく。	*着実に適切な維持管理を実施していく。			*着実に河川整備を進めていく。(建設局) *着実に適切な維持管理を実施していく。(建設局)	
		R4年度 *出水期前に河道・河川管理施設について点検を行い、適切に維持管理を実施している。	*出水期前に水門について点検を行い、適切に維持管理を実施している。また、耐震化を進めている。 *出水期前に河道・河川管理施設について点検を行い、適切に維持管理を実施している。			*計画に基づき、河川整備を実施している。(建設局) *出水期前に河道・河川管理施設について点検を行い、適切に維持管理を実施している。(建設局)	
		R5年度 *出水期前に河道・河川管理施設について点検を行い、適切に維持管理を実施している。	*出水期前に水門について点検を行い、適切に維持管理を実施している。また、耐震化を進めている。 *出水期前に河道・河川管理施設について点検を行い、適切に維持管理を実施している。			*計画に基づき、河川整備を実施している。(建設局) *出水期前に河道・河川管理施設について点検を行い、適切に維持管理を実施している。(建設局)	
④樋門、樋管等の施設の確実な運用体制の確保	*国と都道府県が参加する技術研究会等において情報提供されたフラップ化等の無動力化の取組について共有する。 *都管理の遠隔操作化している水門・樋門の運用方法について情報を共有する。 *都管理の樋門・樋管等について、施設の確実な運用体制を検討する。	現状と課題				*水門、樋門については、遠隔操作化して運用している。(建設局) *下水道局管理の樋門について、内地の安全な場所から遠隔等操作できるよう対策済(下水道局)	【東京都】 建設局、下水道局
		今後の具体的な取組				*水門、樋門の遠隔操作化について関係機関へ共有する。(建設局) *引き続き、円滑に水防活動等を実施するため、関係機関と樋門の操作情報等の共有を実施する。(下水道局) *国と都道府県が参加する技術研究会等において情報提供されたフラップ化等の無動力化の取組について共有していく。(建設局)	
		R4年度 *引き続き、遠隔操作している水門等の運用方法について関係機関へ共有していく。(建設局) *円滑に水防活動等を実施するため、関係機関と樋門の操作情報等の共有を実施。(下水道局)					
R5年度 *引き続き、遠隔操作している水門等の運用方法について関係機関へ共有していく。(建設局)							

項目	東京都管理河川を対象とした取組内容	葛飾区	江戸川区	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関
⑤水防災社会再構築に係る地方公共団体への財政的支援	・防災、安全交付金を確保し、水防災意識社会再構築の取組を支援する。	現状と課題					【東京都】建設局
		体系的な取組					・引き続き、区市町村の要望に応じて、国へ交付金を要望していく。(建設局)
		R4年度					・想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図の公表等に伴い、区市町村が行う水害ハザードマップ作成に係る費用について、防災、安全交付金の申請を行い、支援した。また、まるごとまちごとハザードマップの実施に係る防災、安全交付金の適用についても周知し、実施に係る支援を図った。引き続き、区市町村からの要望に応じて、国へ交付金を要望していく。(建設局)
		R5年度					・想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図の公表等に伴い、区市町村が行う水害ハザードマップ作成に係る費用について、防災、安全交付金の申請を行い、支援した。また、まるごとまちごとハザードマップの実施に係る防災、安全交付金の適用についても周知し、実施に係る支援を図った。引き続き、区市町村からの要望に応じて、国へ交付金を要望していく。(建設局)
⑥適切な土地利用の促進	・不動産関連事業者に対し、研修会等で水害リスク情報等に関する最新の共有する。	現状と課題			・毎年、東京都と共同で区市町村の防災担当者を対象に、気象庁が発表する防災気象情報の利活用を目的とした防災気象講習会を実施している。	・令和2年8月の改正宅地建物取引業法の施行により水害リスクに関する情報が重要事項説明事項となったことから、新たに水害リスクが判明した際には、情報を適切に不動産関連事業者に対して周知する必要がある。(住宅政策本部、建設局)	【東京都】住宅政策本部、建設局
		体系的な取組			・自治体担当者に利用していただくことを目的として、防災気象情報の入手とその情報を活用した防災行動をシミュレートするワークショッププログラムを毎年実施する予定。	・水害リスク情報等に係る施策の最新情報について、引き続き不動産関連事業者団体と連携した情報共有に取り組んでいく。(住宅政策本部、建設局)	
		R4年度			・区市町村防災担当者を対象に東京都防災気象講習会を開催し、防災気象情報の利活用について解説した。 ・区市町村防災担当者を対象に気象防災ワークショップを実施した。	・水害リスクに関する情報について、区市町村の水害ハザードマップの改定状況等の最新情報を不動産関連事業者団体に提供し、加盟各社への周知を依頼するなど、業界団体と連携した取り組みを進めた。(住宅政策本部、建設局)	
		R5年度			・区市町村防災担当者を対象に東京都防災気象講習会を開催し、防災気象情報の利活用について解説した。 ・区市町村防災担当者を対象に気象防災ワークショップを実施した。 ・東京都が主催する図上訓練に複数回参加し、発災前・発災時の気象解説や地震解説を行った(JETT派遣想定)。 ・災害時に首長へ行うホットラインの試験を実施し、緊急時に備えた。	・水害リスクに関する情報について、区市町村の水害ハザードマップの改定状況等の最新情報を不動産関連事業者団体に提供し、加盟各社への周知を依頼するなど、業界団体と連携した取り組みを進めた。(住宅政策本部、建設局)	
⑦災害時及び災害復旧に対する支援強化	・災害対応にあたる人材の育成に向けて国が実施する研修、訓練へ参画する。 ・災害復旧に関する研修、訓練等の情報を共有する。	現状と課題	・国、東京都が実施している研修へ参加している。 ・災害対応にあたる人材を育成することが必要である。	・国、東京都が実施している研修へ参加している。 ・災害対応にあたる人材を育成することが必要である。		・国が実施している研修等に参加している。(建設局) ・災害復旧に関する内部研修を実施している。(建設局) ・災害対応にあたる人材を育成することが必要である。(建設局)	【区市町村】全区市町村が対象 【気象台】東京都建設局
		体系的な取組	・引き続き、国、東京都が実施している研修等に参加していく。	・引き続き、国、東京都が実施している研修等に参加していく。		・引き続き、国が実施している研修等に参加していく。(建設局)	
		R4年度	・国、東京都が実施している研修へ参加し、職場内で報告会を実施し共有を図った。	・国、東京都が実施している研修へ参加し、職場内で共有を図った。		・国及び外郭団体が実施している研修等に参加した。(建設局) ・災害復旧に関する内部研修に、災害査定官から講演をいただく等、研修内容を充実させた。引き続き、研修内容の充実に向けて、改善していく。(建設局)	
		R5年度	・国、東京都が実施している研修へ参加し、職場内で報告会を実施し共有を図った。 ・関東地方整備局と県が主催している水防技術者講習会に参加し、職員が水防工法を学び災害時の対応力の向上に努めている。	・国、東京都が実施している研修へ参加し、職場内で共有を図った。 ・東京都が実施する排水ポンプ車訓練に参加した。		・国が実施している研修等に参加した。(建設局) ・災害復旧に関する内部研修に、災害査定官から講演をいただく等、研修内容を充実させた。引き続き、研修内容の充実に向けて、改善していく。(建設局)	
⑧災害情報等の共有体制の強化	・DIS(災害情報システム)にて災害情報や避難情報を迅速に共有する。	現状と課題	・DISにて災害情報や避難情報を共有している。	・DISにて災害情報や避難情報を共有している。		・区市町村にDISを提供し情報収集をしている。(総務局) ・区市町村に対してDISの利用方法を周知するとともに、操作習熟について支援している。(総務局)	【区市町村】全区市町村が対象 【東京都】総務局
		体系的な取組	・DISにて災害情報や避難情報を迅速に共有していく。	・DISにて災害情報や避難情報を迅速に共有していく。		・引き続き、DISの操作習熟について講習会等を通じて支援していく。(総務局)	
		R4年度	・DISにて災害情報や避難情報を迅速に共有していく。	・災害時にDISを活用した情報共有を迅速に行えるよう、定期通信訓練に参加して取り扱いの習熟に努めている。 ・引き続き本部開設訓練時にDIS取り扱いの習熟に取り組んでいく。		・DISの操作講習会等の充実を図り、災害時の円滑な情報共有を支援していく。(総務局)	
		R5年度	・DISにて災害情報や避難情報を迅速に共有していく。	・災害時にDISを活用した情報共有を迅速に行えるよう、定期通信訓練に参加して取り扱いの習熟に努めている。 ・引き続き本部開設訓練時にDIS取り扱いの習熟に取り組んでいく。		・DISのオンライン操作講習会を開催し、区市町村職員の操作習熟を図った。(総務局)	

<p>⑩地方自治法第245条の4第1項に基づく技術的助言</p> <p>・国管理河川を対象とした大規模氾濫減災協議会の取組状況に関する情報提供等を共有する。 ・災害時の広域的な協力体制に関する情報を共有する。</p>	<p>現状と課題</p>				<p>・平成28年度に国管理河川を対象とした「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく協議会等を設置し、5年間の取組内容を取組方針としてとりまとめた。 ・令和4年度においても協議会等を開催し、取組状況のフォローアップを実施した。</p>		<p>【関東地方整備局】</p>
	<p>今後の取組</p>				<p>・国管理河川を対象とした大規模減災協議会の取組状況に関する情報提供等の技術的助言を行っていく。 ・災害時の広域的な協力体制に関する情報を共有していく。</p>		
	<p>R4年度</p>				<p>・減災協議会や水防連絡会、流域治水協議会等の場を活用し、情報提供等の技術的助言を行った。</p>		
	<p>R5年度</p>				<p>・減災協議会や水防連絡会、流域治水協議会等の場を活用し、情報提供等の技術的助言を行った。</p>		